

# 令和8年度 品川区立日野学園いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改訂

## 1 基本理念（いじめ防止に向けた学校としての基本的な考え方）

- (1) いじめの防止などの対策は、児童・生徒が安心して取り組むことができるよう、学園の内外を問わずにいじめが行われないようにすることを旨として務める。
- (2) いじめは重大な人権侵害であり、全ての児童・生徒にとって決して許されない行為である。また、児童・生徒は、いじめを発見した場合は、いじめを傍聴せず、保護者、教職員、または関係機関等に報告するよう等、いじめを放置することがないように努める。
- (4) いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめを受けた児童・生徒の生命および心身を保護することが重要であることを認識しつつ、保護者、地域住民および関係機関等と日頃より連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、組織として対応にあたる。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

本校に在籍する児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（学園の内外問わず）のある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの内容

「冷やかしやからかい」「悪口や嫌なことを言われる」「仲間はずれや集団による無視」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたりする」「嫌なことや恥ずかしいことをされる」「SNSなどを通じて嫌なことをされる」等

### (3) いじめの解消

ア いじめに係る行為が相当期間止んでいること。

イ 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

上記2点をもって、いじめが解消している状態とする。いじめが再発しないように、当該児童・生徒については、注意深く見守っていく。

### (4) いじめ重大事態の定義

ア いじめにより本校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 3 学校及び教職員の責務

教職員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学園全体でいじめの防止及び早期発見に努める。また、児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

#### 4 いじめ防止等のための組織

##### (1) 学校いじめ対策委員会

###### ア 設置の目的

- ・いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題の速やかな解決を図る。
- ・いじめの早期発見・早期対応を図れるように情報交換する。また、学園・家庭・地域・関係諸機関との連携を強化する。
- ・学園におけるいじめ対策が円滑に行えるよう助言する。

###### イ 掌握事項

- ・所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- ・いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施等

###### ウ 会議

- ・毎週金曜日午後の時間

###### エ 委員構成

- ・校長、統括副校長、副校長、主幹教諭、各分掌主任、養護教諭、スクールカウンセラー

#### 5 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

ア 教職員による校内研修会の実施や児童生徒理解会議の開催などを通して、「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学園全体に醸成する。

イ 市民科の学習等を通じて、「いじめに関する授業」をふれあい月間（6・11月）や市民科地区公開講座（9月）などの機会を捉え、年3回以上実施する。児童・生徒にいじめの定義を理解させるとともに、人権を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を行う。

ウ 学園と保護者ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、個人面談や保護者会、学園だより等で、学園がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。

エ 学校間および校種間での連携を強化し、入学児童・生徒および転入児童・生徒の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童・生徒情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

オ 義務教育学校のよさを生かし、学習活動や学校行事等を通して問題解決力を身に付けさせると共に、異学年交流を計画的に実施することによって「社会の中で生きる力」を育成する。また、兄弟学年や児童生徒会活動の活動を通して、異学年交流を定期的に行い、豊かな人間性・社会性を育てていく。

カ 人権感覚を醸成するために、児童生徒会による活動や全校体制で人権標語・人権ポスターの作成を実施する。

キ 「いじめ根絶バッジ」を活用し、いじめ問題に対しての意識を高めていく。

##### (2) 早期発見のための取組

ア 学校の様子といじめの実態把握を行うために、1人1台端末を活用した毎日の健康観察「デイケン」や毎月のいじめ実態調査アンケート「いじめDアンケート」ところの健康観察「NiCoLi（ニコリ）」を実施する。結果は学校あんしん相談員（心理士）も

確認し、担任と共に対応に当たる。

イ 日々の児童・生徒の授業および生活の様子を観察し、情報共有を行う。

ウ 児童・生徒理解及び実態把握のため、5年生と7年生においては、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

エ 児童・生徒がいじめを訴えやすいよう、校内での相談体制を配備し、担任だけでなく、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー）、学校あんしん相談員（心理士）にも相談できることを周知する。

オ チャイルドラインやアイシグナル等を有効活用して、児童・生徒が直接相談できる窓口について周知する。

カ 児童・生徒からいじめの疑いがある行為の被害申告や目撃申告があった場合、児童・生徒の人間関係および性格を考慮し、心身の苦痛を見落とすことがないように努める。明らかな人権侵害に当たる行為が確認された場合は、いじめとして介入・指導するよう見逃さないようにする。

### （3）早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合、被害児童と加害児童の聞き取りを行い、事実確認を行う。その後、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告・連絡・相談を行う。「学校いじめ対策委員会」でいじめを認知し、具体的な対応の在り方を協議し、決定する。

イ 被害児童・生徒およびいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を行うとともに、教育的配慮のもと、加害児童・生徒への指導を徹底する。

ウ 被害児童・生徒および加害児童・生徒の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を説明し、被害児童・生徒への支援内容や、加害児童・生徒への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。

エ いじめ問題の対応経過については、すべての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、保管する。記録は、事実をもとに「いつ」「どこで」「だれが」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのように対応したか）」を明確に記載する。

### （4）重大事態への対処

ア 重大事態の発生が確認された、または疑いがある場合、速やかに電話にて教育委員会に重大事態の発生を報告する

イ 被害児童が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、校内での見守り体制を構築し、安全を確保する。

ウ 被害児童・生徒の保護者に対して事案の事実関係を報告する。また、被害児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにするための方策について説明し理解を得るとともに、対応の結果や状況改善について、定期的に報告する。

エ 被害児童・生徒が受けた心身の被害については、医療機関と連携し、完全に治癒するまでの状況を確認する。

オ 加害児童・生徒の行為に対して、教職員は毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。複数の教職員で適切に役割を分担し、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発防止に努める。

カ 児童・生徒を取り巻く環境も視野に入れた解決を図るため、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、社会福祉の視点からの多角的な支援を行う。

## 6 教職員研修計画

- (1) 4月、6月、11月を目途に、職員連絡会の中で教職員による研修会を行う
- (2) 区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修を行う。

## 7 保護者や地域、関係機関との連携および啓発の推進に関する方策

### (1) 保護者・PTA との連携

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、問題の解決や事態の收拾に向けて、保護者やPTA 役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立する。

### (2) 地域・関係機関との連携

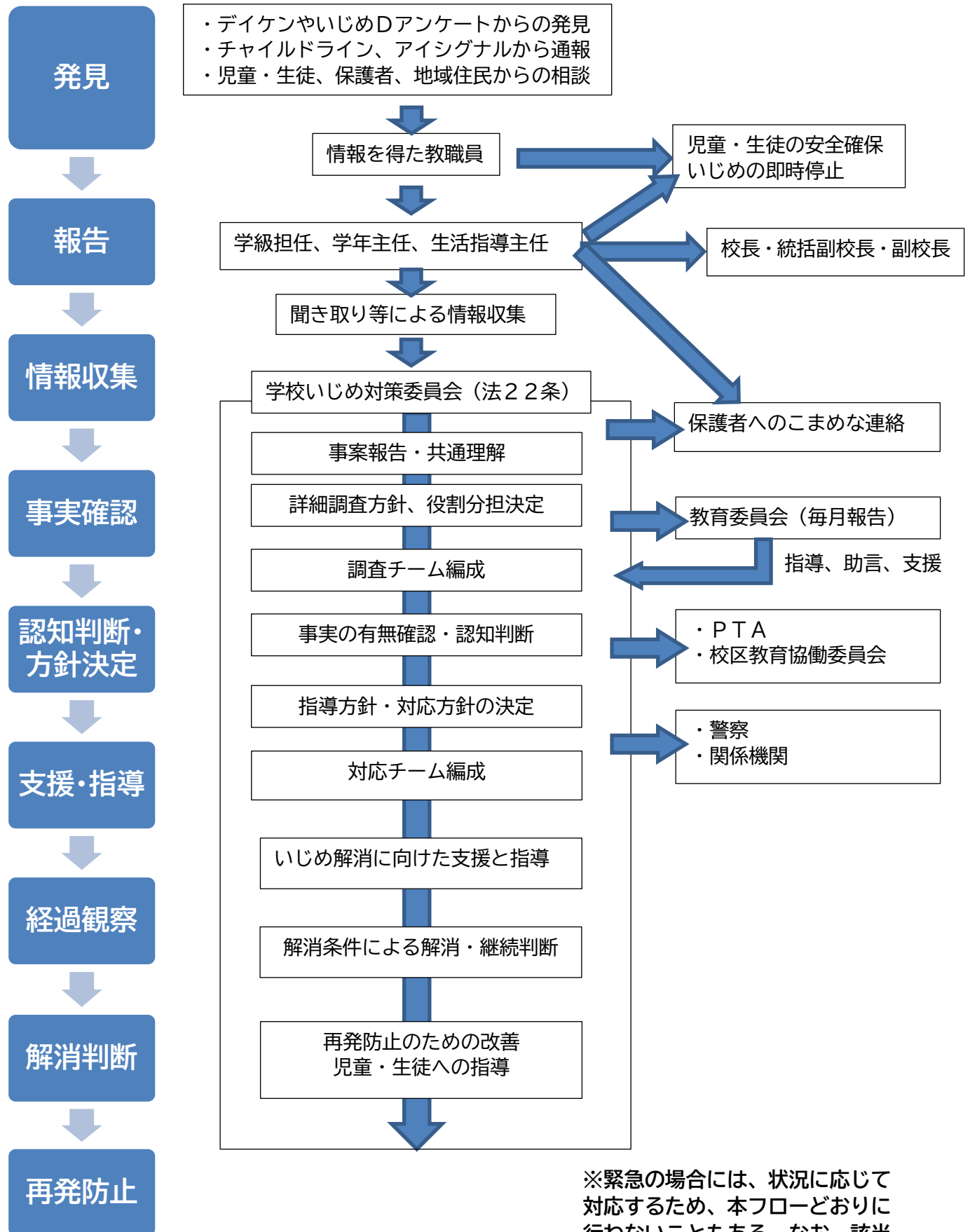
上記のようないじめが発生した場合、発生状況や対応状況について、個人のプライバシーに配慮しつつ、校区教育協働委員会、地域住民、児童相談所、警察等の関係機関との情報共有を行う。地域での見守りが必要な場合は関係機関に協力を依頼する。

## 8 学校評価および基本方針のための計画

- (1) 学校評価の評価項目4において、「いじめ防止の取組に関すること」について評価している。例年、夏休み最終日に、教職員と校区教育協働委員で昨年度の達成状況を確認し、今後の課題と改善策について検討している。
- (2) 評価項目には、「毎月のアンケート結果」「配慮を要する児童生徒の情報交換の実施方法」「ふれあい月間の取組」「学校いじめ対策委員会の内容」「保護者との連携」について上げ、検討している。

## 9 その他

### (1) いじめ発見から対応までの流れ



## (2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	いじめ防止に関する教員研修実施 【いじめの定義、基本方針の理解】 学校いじめ対策委員会 児童生徒理解会議 所在確認の日	市民科授業トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 個人面談実施 いじめ防止推進デー	デイケンの実施(毎日) いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ	入学式、保護者会で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明 学校いじめ防止基本方針 HP 公開 セーフティ教室
5月	学校いじめ対策委員会	品川教育の日 市民科授業トリプルチェンジ実施(学校公開日) いじめ防止推進デー	SC 全員面接(5年・7年～7月まで) いじめDアンケート・NiCoLi 実施	第1回校区教育協働委員会開催
6月	いじめ防止に関する教員研修実施 学校いじめ対策委員会	ふれあい月間 市民科授業トリプルチェンジ実施 学校風土調査実施 いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	第2回校区教育協働委員会開催
7月	学校いじめ対策委員会	個人面談実施 いじめ防止推進デー		
8月	学校風土調査結果検証 学校評価表検討			第3回校区教育協働委員会開催
9月	所在確認の日 学校いじめ対策委員会	品川教育の日 市民科地区公開講座 いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	
10月	児童生徒理解会議 学校いじめ対策委員会	いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	第4回校区教育協働委員会開催
11月	いじめ防止に関する教員研修実施 学校いじめ対策委員会	ふれあい月間 市民科授業トリプルチェンジ実施 学校風土調査実施 いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	CAPS 授業(3年)
12月	学校いじめ対策委員会	個人・三者面談実施 いじめ防止推進デー		第5回校区教育協働委員会開催
1月	所在確認の日 学校風土調査結果検証 学校いじめ対策委員会	いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	
2月	学校いじめ対策委員会	品川教育の日 いじめ防止推進デー	いじめDアンケート・NiCoLi 実施	第6回校区教育協働委員会開催
3月	学校いじめ対策委員会	いじめ防止推進デー		